

(証券コード9966)

平成27年9月3日

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地

藤 久 株式会社

代表取締役社長 後 藤 薫 徳

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月24日（木曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市名東区藤里町1601番地
サンプラザシーズンズ2階 藤の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第55期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 資本準備金の額の減少の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役3名選任の件
第5号議案 監査役3名選任の件
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第7号議案 取締役の報酬限度額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujikyucorp.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における国内景気情勢は、政府や日銀による財政金融政策による円安・株高を背景に、企業収益や雇用情勢の改善が見られ、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安に伴う輸入品価格の上昇や、新興国経済の動向等の懸念材料もあり、先行きは依然不透明な状況となりました。

手芸・服飾品業界におきましては、業種や業態を超えた企業間競争の激化や淘汰が進むなど、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような情勢のもとで、当社では新規出店に当たりましては、中・小型店舗を中心として積極的な店舗展開を推し進めましたほか、既存店では収益力の向上を重点課題とし、業績の向上と業容の拡大に取り組んでまいりました。

(店舗販売部門)

新規出店では、手芸専門店「クラフトハートトーカイ」30店舗、「クラフトパーク」4店舗及び生活雑貨専門店「サントレーム」3店舗の合計37店舗を開設しました。一方、退店では、「クラフトハートトーカイ」15店舗、「クラフトパーク」5店舗及び「サントレーム」5店舗の合計25店舗を閉鎖しました。この結果、当事業年度末現在の総店舗数は前事業年度末比12店舗純増の490店舗となりました。

店舗運営面につきましては、手芸専門店における店舗内ソーイングスクールの開講店舗を、前事業年度末比61店舗純増の222店舗に拡大し、受講者数の増加に努めましたほか、出張講習会やシニア向け講習会の拡充等により既存の店頭講習会の活性化を図り、「教えること」による売上げの増大と顧客層の拡大を図りました。一方、商品面では、北欧テイストの生地を中心にインテリア向けの提案を行う「北欧フェスト」、手づくりバッグに関連する商材や作品を集約した「バッグマルシェ」などの総合提案コーナーの展開を強化いたしました。また「妖怪ウォッチ」や「アナと雪の女王」などの人気キャラクターを用いた生地やワッペンなどの拡充を推し進めました。生活雑貨専門店においては、ギフト商品の提案力強化を継続して推し進めるとともに、

会員獲得の強化や販売促進策の見直しに取り組むなど、既存店の活性化と販売力の強化に努めました。

当部門の売上高は、商品区分別では、毛糸、和洋裁服飾品、衣料品及び生活雑貨は前事業年度を下回りましたものの、手芸用品及び生地が前事業年度を上回りました結果、209億71百万円（前事業年度比0.1%増）となりました。
（通信販売部門）

手芸用品及び生活雑貨のネット通販サイトでは、アクセス数の増加策の継続実施とともに、出店先電子モールの販売促進策に連動したセール企画を押し進め、売上げの増大を図りました。また、カタログ通販とネット通販の間で展開商品の連動性を高め、通販間相互の活性化と販売力の強化に努めました。当部門の売上高は、商品区分別では、毛糸は前事業年度を下回りましたものの、手芸用品、生地、和洋裁服飾品、衣料品及び生活雑貨が前事業年度を上回りました結果、11億1百万円（前事業年度比5.3%増）となりました。
（その他の部門）

当部門の内容は不動産賃貸収入であり、売上高は50百万円（前事業年度比2.4%増）となりました。

以上の結果、営業成績につきましては、全業態既存店売上高は1.8%の減収となりましたものの、新店効果及び通信販売部門の増収が寄与し、売上高は221億23百万円（前事業年度比0.4%増）となり、利益面では、営業利益6億82百万円（前事業年度比22.0%増）、経常利益6億85百万円（前事業年度比21.2%増）、当期純利益2億80百万円（前事業年度比104.4%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、店舗販売部門における37店舗の新規開設を中心に行いました。その主なものは、新規出店の店舗設備 2 億99 百万円、既存店の改装等68 百万円及び土地97 百万円による有形固定資産の取得のほか、情報システム関連11 百万円であります。その結果、設備投資の総額は 5 億17 百万円となりました。

なお、上記設備投資額のほか、新規出店に係る差入保証金 1 億 5 百万円と長期前払費用 7 百万円を支出しております。

(4) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第52期 (平成24年6月期)	第53期 (平成25年6月期)	第54期 (平成26年6月期)	第55期 (当事業年度) (平成27年6月期)
売 上 高(百万円)	22,572	22,353	22,042	22,123
経 常 利 益(百万円)	1,088	1,064	566	685
当 期 純 利 益(百万円)	271	△87	137	280
1 株当たり当期純利益	64円61銭	△20円92銭	32円66銭	66円78銭
総 資 産(百万円)	17,879	16,657	16,991	16,719
純 資 産(百万円)	12,470	12,227	12,269	12,427
1 株当たり純資産額	2,965円65銭	2,908円07銭	2,917円99銭	2,955円68銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. △は損失を示しております。
3. 第53期の当期純損失は、厚生年金基金脱退時特別掛金を特別損失に計上したことが主な要因であります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府や日銀の政策効果を背景として企業収益の改善が見込まれ、雇用情勢や所得環境も改善が期待できますものの、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクが残るなど、企業経営を取り巻く環境は予断を許さない、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況のもとで、当社では手芸専門店の新規出店に当たりましては、中・小型店舗を中心に地域密着型店舗の開発を継続し、その精度を高めることにより収益力の向上を図ってまいります。店舗運営面では、店舗内ソーイングスクールの開設及び店頭講習会の拡充を推し進め、「教えること」で顧客層の拡大と売上げの増大を図るほか、店舗における会員の獲得強化を推し進め、来店客数の増加を図ってまいります。商品面では、「ファンルーム」や「アイロンビーズ」を中心とした「こども手芸」コーナーの展開に取り組みますほか、「おとなデイズニー」提案では、「ツムツム」をはじめとした当社オリジナル商品の開発を推し進めてまいります。また、生活雑貨専門店では、店舗での提案力の強化や販売促進策の見直しを図るとともに、新商品の投入・展開により商品鮮度の高い売場を構築してまいります。さらに、通信販売部門では、ネット通販サイトでの顧客層拡大策等の継続強化に加え、ネット通販とカタログ通販との間での連携強化並びに通信販売部門と店舗販売部門の部門間相互の情報共有化等を推し進め、売上げの増大を図ってまいります。

当社では、これらの重点施策の実施により、一層の業績向上と業容の拡大に努めてまいり所存であります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社は、手芸用品・衣料品及び服飾品その他関連する生活雑貨等の企画・販売を主要業務とし、主に手芸専門店及び生活雑貨専門点をチェーン展開するほか、カタログ等を媒体とする通信販売も行っております。

部門区分	業態
店舗販売部門	手芸専門店：クラフトハートトーカイ、クラフトワールド、クラフトパーク、クラフトループ 生活雑貨専門店：サントレーム
通信販売部門	カタログ：シュゲール、ジャストパートナー オンラインショップ：シュゲール・ドットコム、シュゲール楽天店、サントレーム楽天店、サントレームヤフー店、ジャストパートナー楽天店
その他の部門	不動産賃貸

(8) 主要な営業所及び店舗（平成27年6月30日現在）

本社 名古屋市名東区

第2ビル 名古屋市名東区

店舗 490店舗（手芸専門店462店舗、生活雑貨専門店28店舗）
北海道16店舗、東北42店舗、関東135店舗、中部142店舗、
近畿62店舗、中国34店舗、四国11店舗、九州48店舗

(9) 従業員の状況（平成27年6月30日現在）

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241名	3名増	37.7歳	12.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託116名及び臨時雇員（パートタイマー等）の期中平均人員1,276名（1人1カ月170時間勤務換算）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
 ② 発行済株式の総数 5,505,000株
 （自己株式1,300,283株を含む。）
 ③ 株主数 6,424名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
後 藤 薫 徳	1,689 千株	40.18 %
藤 久 取 引 先 持 株 会	234	5.58
藤 久 従 業 員 持 株 会	158	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	115	2.74
後 藤 正 己	100	2.37
中 野 置 瀬 子	85	2.02
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	57	1.36
株 式 会 社 愛 知 銀 行	57	1.36
後 藤 文 彰	51	1.23
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	36	0.85

（注）1. 当社は、自己株式1,300千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年6月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
後藤 薫 徳	代表取締役社長	
齋藤 修	専務取締役（事業本部長）	
岩田 基 義	取締役（事業本部通販部長）	
伊藤 伸一郎	取締役（事業本部商品部長）	
向井 昇	取締役（経理部長）	
太田 英 俊	取締役（事業本部運営部長）	
樹 神 雄 二	取締役（総務部長）	
木 浦 潮	取締役（情報システム部長）	
尾 関 哲 夫	常勤監査役	税理士
伊 藤 倫 文	監査役	弁護士 伊藤倫文法律事務所 所長
林 孝 雄	監査役	
坂 野 郁 夫	監査役	(株)プロトコーポレーション 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- ・平成26年9月26日開催の第54期定時株主総会において、樹神雄二氏、木浦潮氏が取締役に選任され、それぞれ就任しました。
 - ・平成26年9月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤哲雄氏は任期満了により退任しました。
2. 監査役尾関哲夫氏、伊藤倫文氏、林孝雄氏及び坂野郁夫氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役尾関哲夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社と伊藤倫文法律事務所との間に取引関係はありません。
 5. 当社と(株)プロトコーポレーションとの間に取引関係はありません。
 6. 当社は、監査役伊藤倫文氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役	9名	97百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	13百万円 (13百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (4名)	111百万円 (13百万円)

- (注) 1. 上記には、平成26年9月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含めております。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、昭和62年2月27日開催の第26期定時株主総会決議において年額1億60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 平成26年9月26日開催の第54期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に對し退職慰労金13百万円を支給しております。この支給額には、上記及び過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労金引当金の繰入額が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成5年9月28日開催の第33期定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。
6. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額14百万円（取締役9名14百万円、監査役1名0百万円）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
社外役員の重要な兼職先は、前記(1)に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	尾 関 哲 夫	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会14回のすべてに出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。
監査役	伊 藤 倫 文	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	林 孝 雄	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会14回のすべてに出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。
監査役	坂 野 郁 夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会14回のうち13回に出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金360万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、最近の状況に鑑み社外取締役の選任を検討してはりましたが、適任者を見つけるには至らず、当社が求める知見及び独立性を有さない方を社外取締役とすることは相当でないとの考えから当事業年度末を迎えました。その後、人選を進めました結果、平成27年9月25日開催予定の定時株主総会において、社外取締役を選任する予定であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し、体制の整備に努めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理の維持を図るため、「藤久の行動規範」を定め、周知徹底しております。

取締役会は、法令及び定款に照らし、「取締役会規則」その他関連規程に基づいて取締役の職務の執行を監督し、監査役及び監査役会は、「監査役会規則」「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを独立した立場から監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」その他関連規程に基づいて社内各部署の業務が法令及び定款、社内諸規程その他各管理マニュアル等に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

「コンプライアンス・マニュアル」及び「内部公益通報保護規程」の整備により、コンプライアンス体制の構築及び運用を行い、また、教育・研修等の実施により、コンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識向上を図っております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、取引関係を持たないことを行動規範に定めるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて管理を徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」「文書管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護マニュアル」など、情報管理に係る社内規程に従い適切な管理・保存の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。また、電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの管理規程を制定し、同規程に沿ったリスク管理体制の整備により、緊急事態が発生した場合は、リスク対策会議を設置して迅速な対応を行い、被害拡大防止や損害・損失の最小化と早期復旧を図ります。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催するものとし、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に常勤役員会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。
当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより速やかに取締役に提供しており、一層の精度及び迅速化のための改善を図っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することといたします。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号に基づき、監査役を補助すべき従業員を置いた場合には、その任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るとともに、当該従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保できる体制としております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な意思決定及び職務執行状況が報告される会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求めています。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部公益通報保護規程」を定めており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役（会）は、内部監査室及び会計監査人とは必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。

内部監査室による社内業務監査の結果については、代表取締役社長及び常勤監査役が出席する監査報告会において報告するなど、監査役監査との連携を図っております。また、会計監査人による監査結果につきましては報告を受け、意見を交換しております。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に、取締役会に報告し、必要に応じて見直しをする体制を整えております。

当事業年度におきましては、本年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、4月16日開催の取締役会で、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議しました。

なお、5月1日から6月末日までにつきましては、適正に運用されております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の方針は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが、必要であると考えています。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主及び投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記イ.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、当社が独自に考案・構築した店舗運営を支援する次の仕組みであります。

すなわち、顧客ニーズの把握と新たな創出を可能とする自社企画開発力、地域社会に密着した着実な営業展開に取り組んでいる路面店舗及び商業施設へのインショップ型店舗、販売委託制オーナーシステムによる出店地域在住の加盟者との共存共栄体制による地域密着型店舗販売業務の実現、EOS（電子式補充発注システム）オンラインシステムによる店舗・お取引先様・本社・物流センター（外部委託業者）のネットワークを形成する当社独自の物流システムの構築、柔軟性・拡張性に優れたITシステムの運用が、当社の企業価値の源泉となっております。

そして、これらの企業価値の源泉を支えるのは、高付加価値を醸成する商品調達や商品企画・開発、店舗開発、ストアオペレーションの従事者及び手芸専門講師等のほか、オーナーシステム店舗オーナー等の人材であり、企業価値は、経営理念「信用」を基礎としたお客様、お取引先様、株主の皆様、従業員、地域社会のいずれからも信用され、その信用を維持することから創出され、これらが最大の企業価値の源泉であります。

ロ. 企業価値向上への取組みについて

当社は、創立当時から多様な手芸用品を中心とした「ヒト」と「モノ」との関係性を常に探求しております。手芸・クラフトは、単に趣味の領域にとどまらず、生きがいづくり、簡単な手芸・クラフトの作品づくりが作業療法となり、手先を使い、手順を考えることで脳の活性化を意識して作品づくりを行うことなど、学ぶ・作る・身につける・飾る・贈るというライフスタイルを重視した心豊かな暮らしとともに、全国店舗展開による地域社会への貢献に取り組んでおり、以下の方針のもと、一層の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上にまい進していく所存であります。

- a. 店舗販売事業における手芸専門店においては、講習会の開催により受講者が手芸・クラフトの楽しさを享受され、その完成した作品については当社独自に開催する展示会への出品、手芸専門書籍及びWeb上の手芸作品投稿サイト「クラフトカフェ」への掲載など、より多くの人々に周知する機会を提供することにより、「手芸の作る喜びと感動」を実感していただくといった活動を通じて、手づくり文化の伝承とさらなる手づくりファンの増加を図っております。
 - b. 店舗販売事業における手芸専門店の店舗内においては、作品を作る技術を学びたい、手づくりのものを身につけて楽しみたい、プレゼントして喜びを共有したいという目的を達成すること、多くの方に洋裁や手芸に興味をもってもらい、洋裁を普及させることを目的にソーイングスクールの開講も推し進めております。「かんたん！きれい！おしゃれ！」をコンセプトとして、ニット生地を使ってロックミシンで自分に合った洋服を作る教室で、店舗規模に応じたスペースに専用のミシンを配置し運営しており、導入店舗の拡大を図っております。また、生活雑貨専門店については、時季に応じた提案力を高めるとともに、商品力の強化・拡充を推進するため、品揃えや商品調達におきまして自社企画商品の拡充を推し進め、商品の付加価値の向上を目指しております。
 - c. 通信販売事業につきましては、専門カタログによる販売に加え、Webサイト上の店舗について認知度を高めるとともに、取扱商品の充実を図り、店舗で販売していない趣味性の高い商品や無店舗販売の特徴である自宅までのお届けなど、商品力と利便性の向上によってお客様の購買意欲を高めております。
なお、通信販売と店舗販売との業態間において、取扱商品の企画・開発について連携を図ることにより、双方の効率化と相乗効果を発揮することが可能となります。
 - d. 当社は、これまで全都道府県への店舗の展開により、事業の拡大を図ってまいりました。今後も、エリア特性に合わせたドミナントエリア形成によって経営効率を高めるとともに、新たな事業基盤確立のためのコミュニケーション・チャネル、販売チャネルの多様化を検討し、実現へ向けてチャレンジしてまいります。
- ハ. コーポレート・ガバナンスの取組みについて
- 当社のコーポレート・ガバナンスについては、企業価値を継続的に向上させるとともに、「コンプライアンス・マニュアル」の整備による法

令遵守並びに企業倫理の重要性を認識し、株主の皆様、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、経営判断の迅速化、経営の透明性及び公正性の観点から、経営上の組織整備や経営陣に対する監視機能の充実を重要課題として取り組んでおります。

当社は、月1回開催する取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、月1回の定例開催に加え随時必要に応じて開催する常勤役員会による情報の共有化、意思決定の迅速化を図っております。監査役につきましては4名全員を社外監査役とし、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

また、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、各部署の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等について、社内業務監査を実施して適正性等の検証を行い、その結果を社長に報告するほか、常勤監査役も出席する監査報告会で報告し、監査情報の共有を図っております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において決議しております。これに基づき、当社として業務の適正を確保する内部統制システムの整備を継続的に推し進めております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社といたしましては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年8月7日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的な内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成26年9月26日開催の当社第54期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決されました（なお、本プランは平成23年9月29日開催の当社第51期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決された当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の有効期間満了に伴い、その内容を修正のうえ更新したものであります。）。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものと判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://fujikyū-corp.co.jp/>）で公表しております平成26年8月7日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

イ. 本プランの概要

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付行為を行い、または行おうとする者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ロ. 新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものと判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様へ無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ハ．独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

ニ．情報開示

当社は、本プランに従い、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に情報開示を行います。

- ④ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記④の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること

ロ．企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

- ハ. 株主意思を重視するものであること
- ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
- ホ. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件を設定していること
- ヘ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- ト. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、全国展開する店舗網の拡充・強化により、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、キャッシュ・フローを重視したローコスト経営の推進で収益力の向上に努めるとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分につきましては収益の状況や配当性向を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととしております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等の将来利益に貢献する設備投資のための資金需要に備えるなど、効果的な投資並びに一層の企業体質の強化を目指して充実を図ります。

当事業年度の期末配当は、1株当たり16円とさせていただく予定であります。これにより、中間配当と合わせた年間配当金は1株当たり32円となる予定です。

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,304,110	流動負債	3,045,191
現金及び預金	4,553,944	支払手形	960,513
売掛金	176,906	買掛金	544,829
商品	5,721,402	リース債務	249,448
貯蔵品	796	未払金	548,847
前渡金	805	未払費用	234,570
前払費用	217,426	未払法人税等	112,176
繰延税金資産	79,274	前受金	6,388
営業未収金	488,400	預り金	89,341
その他	66,366	前受収益	9,925
貸倒引当金	△1,212	賞与引当金	42,334
固定資産	5,415,414	ポイント引当金	58,284
有形固定資産	3,133,337	資産除去債務	11,730
建物	828,949	その他	176,801
構築物	26,478	固定負債	1,246,552
車両運搬具	5,941	リース債務	390,005
器具及び備品	43,330	役員退職慰労引当金	206,332
土地	1,601,123	資産除去債務	338,834
リース資産	627,513	長期預り保証金	193,967
無形固定資産	81,956	その他	117,412
ソフトウェア	50,093	負債合計	4,291,744
その他	31,863	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,200,121	株主資本	12,393,054
投資有価証券	103,292	資本金	2,375,850
出資金	100	資本剰余金	2,526,080
長期前払費用	65,775	資本準備金	2,526,080
繰延税金資産	168,795	利益剰余金	9,961,850
差入保証金	1,858,849	利益準備金	124,100
その他	3,308	その他利益剰余金	9,837,750
資産合計	16,719,525	別途積立金	9,390,000
		繰越利益剰余金	447,750
		自己株式	△2,470,726
		評価・換算差額等	34,726
		その他有価証券評価差額金	34,726
		純資産合計	12,427,780
		負債・純資産合計	16,719,525

損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,123,225
売 上 原 価		8,398,808
売 上 総 利 益		13,724,417
販売費及び一般管理費		13,042,169
営 業 利 益		682,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,012	
受 取 配 当 金	1,578	
協 賛 金 収 入	6,818	
受 取 手 数 料	7,537	
そ の 他	7,381	25,328
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,674	
減 価 償 却 費	700	
雇 用 支 援 納 付 金	7,230	
そ の 他	156	21,762
経 常 利 益		685,813
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,388	
受 取 補 償 金	15,491	19,880
特 別 損 失		
減 損 損 失	70,905	
店 舗 閉 鎖 損 失	14,552	
そ の 他	12,578	98,036
税 引 前 当 期 純 利 益		607,657
法人税、住民税及び事業税	264,680	
法 人 税 等 調 整 額	62,184	326,864
当 期 純 利 益		280,792

株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				別途積立金	繰越利益金		
当 期 首 残 高	2,375,850	2,526,080	124,100	9,390,000	301,508	△2,470,726	12,246,812
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△134,550		△134,550
当 期 純 利 益					280,792		280,792
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	146,241	—	146,241
当 期 末 残 高	2,375,850	2,526,080	124,100	9,390,000	447,750	△2,470,726	12,393,054

	評 価 ・ 換 算 等 評 差 額	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 金	
当 期 首 残 高	22,490	12,269,303
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△134,550
当 期 純 利 益		280,792
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,235	12,235
当 期 変 動 額 合 計	12,235	158,477
当 期 末 残 高	34,726	12,427,780

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 2年～50年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェア5年
であります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、資産総額の100分の5以下であるため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」は、資産総額の100分の5以下であるため、当事業年度より「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は、資産総額の100分の5以下であるため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額を直接控除した各資産の資産項目別の減価償却累計額

① 建物	1,420,592千円
② 構築物	212,874千円
③ 車両運搬具	24,101千円
④ 器具及び備品	244,627千円
⑤ リース資産	721,584千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,505,000株	一株	一株	5,505,000株

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,300,283株	一株	一株	1,300,283株

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	67,275千円	16.00円	平成26年6月30日	平成26年9月29日
平成27年2月12日 取締役会	普通株式	67,275千円	16.00円	平成26年12月31日	平成27年3月2日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	67,275千円	16.00円	平成27年6月30日	平成27年9月28日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産) 流動	
賞与引当金	13,927千円
未払事業税	8,118
未払事業所税	9,863
ポイント引当金	19,175
未払費用	9,596
たな卸資産	12,628
資産除去債務	3,859
確定拠出年金掛金	2,013
その他	699
計	<u>79,882</u>
(繰延税金負債) 流動	
建設協力金	△578千円
未収還付事業税	△28
計	<u>△607</u>
(繰延税金資産) 流動の純額	<u>79,274千円</u>
(繰延税金資産) 固定	
減価償却超過額	11,686千円
役員退職慰労引当金	66,270
一括償却資産	9,040
退職時支給未払退職金	37,722
減損損失累計額	194,741
繰延資産	1,347
投資有価証券	7,588
ソフトウェア	508
資産除去債務	108,862
その他	325
計	<u>438,094</u>
評価性引当額	△214,968
計	<u>223,125</u>
(繰延税金負債) 固定	
建設協力金	△1,533千円
資産除去債務に対応する除去費用	△46,279
その他有価証券評価差額金	△6,517
計	<u>△54,329</u>
(繰延税金資産) 固定の純額	<u>168,795千円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.5%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、24,180千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得原価相当額	181,056千円
(2) 事業年度の末日における減価償却累計額相当額	146,181千円
(3) 事業年度の末日における未経過リース料相当額	63,378千円
(4) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項	該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し運用しており、また、資金調達については短期的な運転資金を銀行借入に限定し調達する方針であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	4,553,944	4,553,944	—
② 売掛金 (※)	176,587	176,587	—
③ 営業未収入金 (※)	487,521	487,521	—
④ 投資有価証券			
その他有価証券	100,792	100,792	—
⑤ 差入保証金	1,858,849	1,780,211	△78,637
資産計	7,177,696	7,099,058	△78,637
① 支払手形	960,513	960,513	—
② 買掛金	544,829	544,829	—
③ 未払金	548,847	548,847	—
④ 未払法人税等	112,176	112,176	—
⑤ リース債務	639,454	639,727	273
⑥ 長期預り保証金	193,967	167,394	△26,572
負債計	2,999,788	2,973,490	△26,298

(※) 貸借対照表計上額は、売掛金及び営業未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤ 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

① 支払手形、② 買掛金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ リース債務

リース債務の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ 長期預り保証金

長期預り保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクに相当する部分を調整した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2,500千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ④ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び店舗等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は18,504千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であり、売却損益は398千円(特別損益に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
565,709	54,051	619,760	572,107

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度増減額のうち、主な増加額は、不動産取得(97,780千円)であり、主な減少額は、不動産売却(37,177千円)であります。

(注3) 当事業年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第13項を適用し、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 2,955円68銭
② 1株当たり当期純利益 66円78銭

11. 重要な後発事象に関する注記

資本準備金の額の減少

当社は、平成27年8月6日開催の取締役会において、平成27年9月25日開催予定の第55期定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを、つぎのように決議いたしました。

① 資本準備金の額の減少の目的

資本政策における機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」に振替えるものであります。

② 資本準備金の額の減少の要領

平成27年6月30日現在の資本準備金の額2,526,080千円を、「その他資本剰余金」に振替えるものであります。

③ 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	平成27年8月6日
債権者異議申述最終期日	平成27年9月17日（予定）
株主総会決議日	平成27年9月25日（予定）
効力発生日	平成27年9月25日（予定）

④ その他

本件は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、損益に与える影響もありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月6日

藤久株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤久株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月17日

藤久株式会社 監査役会

常勤監査役 尾関哲夫 ㊟

監査役 伊藤倫文 ㊟

監査役 林孝雄 ㊟

監査役 坂野郁夫 ㊟

(注) 監査役尾関哲夫、監査役伊藤倫文、監査役林孝雄及び監査役坂野郁夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、収益の状況や配当性向を総合的に勘案しまして、1株につき16円とさせていただきたいと存じます。また、その他の剰余金につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額67,275,472円

なお、中間配当を含めました当事業年度の年間配当金は、1株につき32円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金2,526,080,000円のうち2,526,080,000円

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

平成27年9月25日

第3号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営に対する監督機能の充実及び今後の経営基盤の強化を図るため、取締役の員数の上限を、10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第31条の新設及び定款第40条の改正を行うとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第31条の新設については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （条文省略） （目 的）	第1条 （現行どおり） （目 的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（16） （条文省略） （新設）	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（16） （現行どおり） <u>（17）フランチャイズシステムによる 加盟者募集及び加盟者の指導。</u>
（17）～（18） （条文省略）	（18）～（19） （現行どおり）
第3条～第20条 （条文省略） （員 数）	第3条～第20条 （現行どおり） （員 数）
第21条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第21条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第22条～第30条 （条文省略）	第22条～第30条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第31条～第39条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、<u>金360万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額</u>を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第32条～第40条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額</u>を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役向井 昇氏は辞任されますので、取締役1名の補欠選任及び取締役会の経営監督機能強化を図るため2名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※1	飯田利彦 (昭和28年5月18日生)	平成5年5月 天龍製鋸(株)入社 平成22年3月 同社経理部長 平成27年5月 当社入社 平成27年5月 当社 経理部部长	1,000株
※2	柘植里恵 (昭和43年3月9日生)	平成2年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 平成7年4月 公認会計士登録 平成11年1月 柘植公認会計士事務所開設(現任) 平成13年9月 税理士登録 平成19年6月 (株)ラ・ヴィーダブランニング 代表取締役(現任)	一株
※3	小川洋子 (現姓：山森) (昭和48年12月11日生)	平成9年4月 (株)あさくま入社 平成15年10月 弁護士登録 平成15年10月 太田・渡辺法律事務所入所(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 小川洋子氏は、婚姻により山森姓になりましたが、弁護士業務を旧姓の小川で行っております。
4. 本総会で選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。
5. 柘植里恵氏及び小川洋子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏が選任されることを条件に、両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として、両証券取引所に届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
- ①柘植里恵氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士としての専門的知識、幅広い見識をもとに、当社取締役会の監督機能強化に活かしていただくことができると判断したためであります。
- ②小川洋子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識、幅広い見識をもとに、当社取締役会の監督機能強化に活かしていただくことができると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、第3号議案が承認され、また両氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を両氏と締結する予定であります。
7. 「所有する当社の株式数」については、平成27年8月14日現在の所有株式数を記載しております。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役尾関哲夫氏、伊藤倫文氏及び林 孝雄氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	お げき てつ お 尾 関 哲 夫 (昭和24年10月9日生)	昭和49年4月 ソニーサービス(株)(現ソニーマーケティング(株))入社 平成18年7月 トヨセット(株)入社 平成19年1月 同社総務部長 平成20年1月 (株)アイビス監査役 平成21年3月 税理士登録 平成23年9月 当社監査役 平成24年9月 当社常勤監査役(現任)	一株
2	い とう みち ふみ 伊 藤 倫 文 (昭和36年3月25日生)	昭和63年4月 弁護士登録 昭和63年4月 伊藤典男法律事務所入所 平成6年9月 当社監査役(現任) 平成12年4月 伊藤倫文法律事務所所長(現任)	一株
3	はやし たか お 林 孝 雄 (昭和21年3月2日生)	昭和39年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成5年11月 同行鈴鹿支店長 平成8年2月 同行野並支店長 平成11年6月 ササヤ(株)取締役副社長 平成18年10月 (株)アットイン監査役 平成21年9月 (株)テックハヤシ常務取締役 平成23年9月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尾関哲夫氏、伊藤倫文氏及び林 孝雄氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は伊藤倫文氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両証券取引所に届出ております。
3. 尾関哲夫氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門知識、企業監査の実務経験等を有しており、現在、当社監査役として監査機能を十分に発揮され、役割を果たしていただいていることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。

4. 伊藤倫文氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識・経験並びに高い見識を有しており、現在、当社監査役として監査機能を十分に発揮され、役割を果たしていただいていることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって21年になります。

5. 林 孝雄氏を社外監査役候補者とした理由は、金融及び財務に関する経験や知識、企業監査の実務経験を有しており、現在、当社監査役として監査機能を十分に発揮され、役割を果たしていただいていることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。

6. 当社は、社外監査役候補者3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任された場合には、当社は3氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任されます取締役向井 昇氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
向井 昇	平成22年9月 当社取締役（現在に至る）

第7号議案 取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、昭和62年2月27日開催の当社第26期定時株主総会決議において「年額1億60百万円以内」（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。第3号議案が承認されますと、取締役の員数の上限が12名となること並びに諸般の事情を考慮して、取締役の報酬限度額を「年額2億50百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

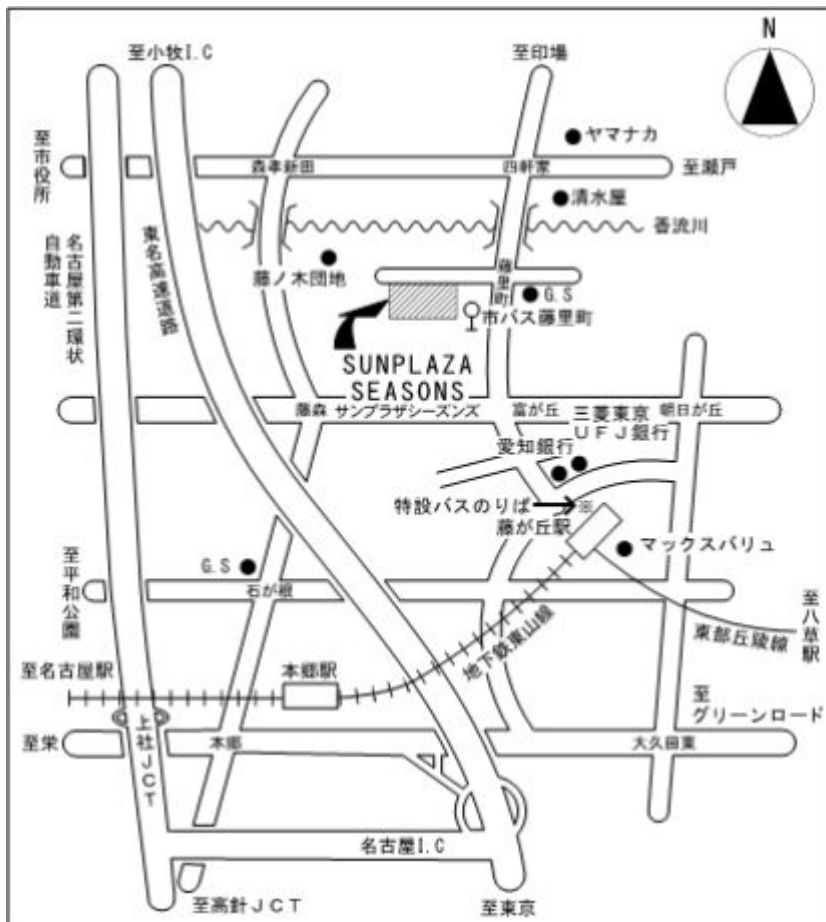
取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名ですが、第4号議案が承認されますと10名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

—メ 毛—

定時株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市名東区藤里町1601番地
 サンプラザシーズンズ2階 藤の間 電話(052)774-0211
 交 通 地下鉄 東山線「藤が丘駅」下車約1.2km
 市バス 地下鉄東山線「藤が丘駅」より本地住宅行「藤里町停留所」下車

※地下鉄藤が丘駅前-サンプラザシーズンズ間で無料シャトルバスが運行されています。

地下鉄藤が丘駅下車(2番出口)、特設バスのりば(ファミリーマート正面)より午前9時00分、9時20分、9時40分発をご利用ください。

※なお、当会場の駐車場台数には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

